

お取引先さまとの適切な価格交渉・価格転嫁に向けた取り組み

2023年8月29日に、中小企業庁より「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果」が公表されました。

本調査は、価格交渉と価格転嫁の実施状況に関しお取引先さまである中小企業のアンケート結果を整理したのですが、弊社は、本調査でお取引先さまより非常に厳しい評価を頂戴しました。

弊社といたしましては、この結果を真摯に受け止め、次の通り、お取引先さまとの適切な価格交渉・価格転嫁に向けた取り組みを実施し、より良いパートナーシップの構築に一層努めてまいります。

1. 代表取締役社長の指示のもと、お取引先様から価格交渉の申し出があった場合には、必ず協議の場を設定のうえ十分な話し合いを行うことを社内の全発注部門に対し再徹底し、お取引先さまとのコミュニケーションを一層強化してまいります。
2. 発注部門とは独立したご相談窓口にてご相談を受け付けます。価格交渉の申し出を頂戴したにも関わらず、協議の場が設けられないなど、価格交渉・価格転嫁に関しご要望やご相談がございましたら、以下の窓口までご一報ください。なお、ご相談を頂戴したことによる取引上の不利益はございませんので、ご安心ください。

【サプライヤーホットライン】

<https://www.toppan.co.jp/inquiry/privacy-supplier-hotline.html>（9月30日まで）

<https://www.holdings.toppan.com/ja/inquiry/privacy-supplier-hotline.html>（10月1日以降）

3. 上記については、お取引先様各社に対し文書を発送し、十分な周知を行ってまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】